

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県国東市長

## 公表日

令和6年12月20日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、資格確認書等の交付、保険給付、被保険者の健康の保持増進に関する事務・事業等を行う。</p> <p>特定個人情報は次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 資格管理(被保険者の資格得喪・変更、資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付等)</li><li>(2) 国民健康保険の保険給付(療養費、高額療養費等の給付管理、第三者行為による損害賠償金の求償事務等)</li><li>(3) 被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導、保健事業等</li><li>(4) オンライン資格確認(医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格履歴管理事務、機関別符号の取得及び紐づけ情報の提供等)</li><li>(5) 公金受取口座情報の取得事務</li></ul> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市町村事務処理標準システム</li><li>(2) 国保情報集約システム</li><li>(3) 国保総合システム</li><li>(4) 団体内統合宛名管理システム</li><li>(5) 特定健診等データ管理システム</li><li>(6) 中間サーバ</li><li>(7) 医療保険者等向け中間サーバ</li><li>(8) オンライン資格確認等システム</li><li>(9) AWS(ガバメントクラウド)</li></ul>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 番号法第9条第1項及び別表44の項</li><li>・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条</li></ul> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 番号法第9条第1項及び別表第44の項</li><li>・ 国民健康保険法第113条の3</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> <div style="text-align: center;">           [ 実施する ]         </div>
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表  [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109項  [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 43, 44, 45項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項  <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康課
②所属長の役職名	市民健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民健康課 国保年金係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・申請時にマイナンバーが必要となる場合は、申請者本人から提供を受け、その上でマイナンバーカードの原本の提示を受けて真正性と本人確認を行い、複数人でのチェック体制をとっている。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。</p> <p>・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	・情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ・事務処理標準システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、ICカードとパスワードによる認証によってアクセス制限を実施しており、アクセスが可能な職員の名簿を年度ごとに作成している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認し適切な管理を行っている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	1②(1)～(3)事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の42, 43, 44, 45項 1②(4)事務 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1②(1)～(3)事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の42, 43, 44, 45項 1②(4)事務 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付、保険給付等に事業を行う。 特定個人情報は次の事務に使用する。 (1) 資格管理(被保険者の資格得喪・変更、被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付等) (2) 国民健康保険の保険給付(療養費、高額療養費等の給付管理等) (3) 県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数確認 (4) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等)	国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付、保険給付等に事業を行う。 特定個人情報は次の事務に使用する。 (1) 資格管理(被保険者の資格得喪・変更、被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付等) (2) 国民健康保険の保険給付(療養費、高額療養費等の給付管理等) (3) 県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数確認 (4) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等) (5) 公金受取口座情報の取得事務	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保情報集約システム、国保総合システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー	市町村事務処理標準システム、国保情報集約システム、国保総合システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	1②(1)～(3)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 1②(4)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1②(1)～(3)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 1②(4)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 1②(5)事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年7月31日	II しいき値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、資格確認書等の交付、保険給付、被保険者の健康の保持増進に関する事務・事業等を行う。 特定個人情報は次の事務に使用する。 (1) 資格管理(被保険者の資格得喪・変更、資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付等) (2) 国民健康保険の保険給付(療養費、高額療養費等の給付管理等) (3) 県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数確認 (4) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等) (5) 公金受取口座情報の取得事務	国民健康保険法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、資格確認書等の交付、保険給付、被保険者の健康の保持増進に関する事務・事業等を行う。 特定個人情報は次の事務に使用する。 (1) 資格管理(被保険者の資格得喪・変更、資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付等) (2) 国民健康保険の保険給付(療養費、高額療養費等の給付管理、第三者行為による損害賠償金の求償事務等) (3) 被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導、保健事業等 (4) オンライン資格確認(医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格履歴管理事務、機関別符号の取得及び紐づけ情報の提供等) (5) 公金受取口座情報の取得事務  また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「支払基金等」という。)(以下「支払基金」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保情報集約システム、国保総合システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	(1) 市町村事務処理標準システム (2) 国保情報集約システム (3) 国保総合システム (4) 団体内統合宛名管理システム (5) 特定健診等データ管理システム (6) 中間サーバー (7) 医療保険者等向け中間サーバー (8) オンライン資格確認等システム (9) AWS(ガバメントクラウド)	事前	
令和6年12月1日	2. 特定個人情報ファイル名	個人資格情報、課税情報、給付情報	国民健康保険ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1②(1)～(3)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 1②(4)事務 番号法第9条第1項 別表第一 第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 1②(5)事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条	<国民健康保険に関する事務> ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条  <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1②(1)～(3)事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の42, 43, 44, 45項 1②(4)事務 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表  [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106,109項  [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,43,44,45項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項のための預金口座の登録等に関する法律第9条  <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数中いつ時点の係数か	令和5年7月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数中いつ時点の係数か	令和5年7月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規項目	事後	
令和6年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目	事後	